

## 4 新規就農・経営継承総合支援事業

【21,784(23,877)百万円】  
(25年度補正予算との合計 31,660百万円)

### 対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

#### <背景/課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.2歳（平成24年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人/年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、実際には1万5千人（平成24年：40歳未満）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

### 政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

#### <主な内容>

1. 青年就農給付金事業 14,717(17,490)百万円  
(25年度補正予算との合計 22,398百万円)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

補助率：定額  
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

2. 農の雇用事業 6,551(5,792)百万円  
(25年度補正予算との合計 8,746百万円)

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援するとともに、雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### <各省との連携>

##### ○厚生労働省

雇用就農の際のミスマッチを防ぐため、厚生労働省と連携し、農の雇用に先立ってトライアル雇用制度を活用することを推進。

3. 農業者育成支援事業 516(595)百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに、農業界を牽引するトッププロを育成するため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等を支援します。

また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験（インターンシップ）の実施を支援します。

補助率：定額、1/2  
事業実施主体：都道府県、民間団体

<各省との連携>

○文部科学省

文部科学省と連携し、農業高校、普通高校、大学の学生等に対し農業経営に関するセミナーの開催を周知

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

# 新規就農・経営継承対策の全体像

26年度予算 新規就農・経営継承総合支援事業【218億円】  
 (25年度補正予算(青年就農給付金・農の雇用事業)【99億円】)

|  | 就農準備<br>(高校卒業後を支援)  | 就農開始   |  | 経営確立   |
|--|---|--|--|--|
|  |   | 法人正職員としての就農  | 独立・自営就農  |  |
| <b>所得の確保</b><br>最低賃金<br>(約820円×1800時間)<br>の確保<br><br>①+②+③<br>合計 312億円<br>【26予算】213億円<br>【25補正】99億円<br><br>・青年就農給付金<br>224億円<br>【26予算】147億円<br>【25補正】77億円<br><br>・農の雇用事業<br>88億円<br>【26予算】66億円<br>【25補正】22億円 | <b>青年就農給付金(準備型) ①</b><br><br>・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、 <b>年間150万円を最長2年間給付</b><br><br>○研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還<br><br>○研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還 | 法人正職員として最低賃金以上を確保<br><br><b>法人側に対して農の雇用事業 ③</b><br><br>1)法人に就職した青年に対する研修経費として <b>年間最大120万円を助成(最長2年間)</b><br><br>2)雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成<br>(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は最大60万円) | <b>青年就農給付金(経営開始型)②</b><br><br>・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の認定就農者等※について、 <b>年間150万円を最長5年間給付</b><br><br>○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り<br>○所得が250万円以上ある場合は給付しない<br><br>※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象<br><br>※農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還 | <b>農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業)</b><br><br>法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)<br><br><b>トッププロを目指す経営者育成のための助成</b> |
| <b>技術・経営力の習得</b>   | <b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b>   |  | 青年等就農資金(無利子)【新規】<br><br>経営体育成支援事業  | スーパーL資金  |
| <b>機械・施設の導入</b><br>経営の複合化、多角化等に必要な物を含む   |   |  |  |  |
| <b>農地の確保<br/>就農相談等</b>   | 就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、<br>・農地利用の目途をつける<br>・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。  |  | 農地中間管理機構による支援<br>地域連携推進員による指導  |  |
| <b>が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容</b>   |   |  |  |  |